

航空機電動化コンソーシアム規約

制定	平成30年	7月	1日
改訂	平成30年	11月	1日
改訂	平成31年	4月	1日
改訂	令和3年	11月	1日
改訂	令和5年	3月	31日

国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構
航空技術部門

(設置及び名称)

第1条 本会の名称は、航空機電動化コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。英語表記：Electrification ChaLlenge for AIRcraft (ECLAIR Consortium)とし、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構航空技術部門(以下「JAXA 航空技術部門」という。)に設置する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、航空工学分野のみならず異分野も含めた連携と協調により、CO₂排出などの環境負荷の抜本的な低減を目指した航空機の電動化を実現する革新的な技術を円滑に創出するとともに、我が国の航空産業の飛躍的な規模の拡大に向け、産業界のイニシアティブ醸成のための産学官連携推進の基盤を構築・提供することを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。

- (1) 将来ビジョン、技術開発ロードマップ等の策定
- (2) 将来ビジョン等を踏まえた共同の技術開発
- (3) 航空機電動化技術の標準化に関する連携活動
- (4) 外部資金導入の促進

- (5) 情報収集及び本コンソーシアム内での共有
- (6) オープンフォーラムの開催等による成果情報の外部への発信
- (7) 広報・啓発活動
- (8) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(コンソーシアム総会)

第4条 本コンソーシアムは、本コンソーシアム内での情報共有、意見交換等を推進するため、毎年度1回程度、コンソーシアム総会(以下、「総会」という。)を開催することができる。

- 2 総会の議長は、第5条に定める代表が務めるものとする。
- 3 総会は、代表及び第6条に定める本コンソーシアムの会員が参加することができる。ただし、第7条第7項に基づきステアリング会議に置かれたオブザーバーの参加を妨げない。

(代表)

第5条 本コンソーシアムの代表は、JAXA 航空技術部門航空プログラムディレクターが務める。

(会員)

第6条 本コンソーシアムは、第2条の目的に賛同し、本規約に同意する者で、第11条第1項に基づき入会した法人、団体及び個人(以下「会員」という。)で構成する。

(ステアリング会議)

第7条 本コンソーシアムの活動を推進するため、本コンソーシアムにステアリング会議を設置する。

- 2 ステアリング会議の議長は、代表が務める。
- 3 ステアリング会議は、代表及び会員のうち別表1に掲げる者(以下、「メンバー」という。)によって構成する。
- 4 ステアリング会議の新たなメンバーは、ステアリング会議の既存の全メンバーの同意を得た上で追加することができる。
- 5 ステアリング会議は、代表が招集し、原則として毎年度4回程度開催する。

- 6 ステアリング会議は、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を行う。
 - (1) 運営方針の決定
 - (2) 将来ビジョン等の検討及び策定
 - (3) 総会の企画及び開催
 - (4) オープンフォーラム等の企画
 - (5) その他、本コンソーシアムの運営に必要な事項
- 7 ステアリング会議は、必要に応じ、ステアリング会議にオブザーバーを置くことができる。
- 8 ステアリング会議の運営に必要な事項は、別に定める運営要領に従う。

(技術開発・標準化グループ)

第8条 航空機電動化技術の研究開発・実証及び事業化を航空工学の枠を超えた異分野協働体制で推進するため、第3条第1項第2号及び第3号に定める事業を実施する技術開発・標準化グループを設置する。

2 本コンソーシアム会員が第3条第1項第2号及び第3号に定める事業を実施する場合、所定の申請書を事務局に提出し、代表が本コンソーシアムの目的達成のために有意義であると認めた場合は、ステアリング会議メンバーの意向を反映して承認し、技術開発・標準化グループの活動として位置付けることができる。

3 技術開発・標準化グループの活動内容は、総会等のコンソーシアム活動全般を通じて共有することができる。

(事務局)

第9条 本コンソーシアムの事務局は、JAXA 航空技術部門に置く。

(会費)

第10条 本コンソーシアムの会費は無料とする。

(入退会)

第11条 本コンソーシアムへの入会は次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) ステアリング会議が本コンソーシアムの目的達成のために有意義である法人、団体及び個人を推薦し、代表が入会を依頼する。依頼された法人、団

体及び個人は、本規約に同意の上、所定の入会申請書を事務局へ提出することにより会員になることができる。

(2) 本コンソーシアムへの入会を希望する法人、団体及び個人は、本規約に同意の上、所定の入会申請書を事務局へ提出し、代表が本コンソーシアムの目的達成のために有意義であると認めた場合は入会を承認することにより会員になることができる。

2 本コンソーシアムの会員は、事務局へ退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(情報の取扱い)

第12条 本コンソーシアムが会員から入手した個人情報、事務局が適切に管理し、法令等に基づき開示が必要な場合を除き、本人の同意なく会員を含む第三者に開示しないものとする。

2 本コンソーシアムの会員間で秘密情報を開示・提供する場合は、当該会員間で、別途秘密情報の取扱いに関する取決め等を締結するものとする。

(規約の変更)

第13条 本規約の変更は、ステアリング会議の諮問結果を踏まえ、議長が決定する。

(設置期間)

第14条 本コンソーシアムの設置期間は、2028年3月31日までとする。
ただし、ステアリング会議において決議された場合、期限を定めて設置期間を延長または短縮することができる。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項は、ステアリング会議の決議を経て別に定める。

別表1 ステアリング会議メンバー (50音順(機関名))

株式会社 IHI 民間エンジン事業部 技術部 第一プロジェクトグループ 主幹 井上 知也
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 航空プログラムディレクタ 伊藤 健 (議長)
川崎重工業株式会社 航空宇宙システムカンパニー フェロー 五井 龍彦
経済産業省 製造産業局 航空機武器宇宙産業課 課長 呉村 益生
国土交通省 交通局 安全部 航空機安全課 課長 千葉 英樹
株式会社 SUBARU 航空宇宙カンパニー 技術開発センター 課長 平木 健太郎
一般財団法人 日本航空機開発協会 専務理事 小林 修
株式会社日立製作所 研究開発グループ 制御イノベーションセンタ 主管研究長 中津 欣也
三菱重工業株式会社 民間機セグメント 技術統括室 次長 戸上 健治
三菱重工航空エンジン株式会社 民間エンジン事業推進部 民間エンジン設計課 主席技師 秋元 健太郎